

令和4年3月18日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
教職員課長

三重県「再拡大阻止重点期間」の延長について（通知）

三重県では、3月7日から「再拡大阻止重点期間」として感染拡大を防ぐ取組を行ってきました。この間、新規感染者数や病床使用率は減少傾向が続いているものの、依然として多数の感染者が発生しています。これからの時期は、人の移動が活発化したり、人が集まる機会が増えたりして感染リスクが高くなると考えられることから、しっかりと感染拡大を抑え込むために、別添のとおり、「再拡大阻止重点期間」が延長されました。

これを受け、3月22日から4月3日までの期間における県立学校の対応については、以下のとおりとしますので、適切に対応願います。

なお、3月7日付け「三重県「再拡大阻止重点期間」における県立学校の対応について（通知）」からの変更点には、下線を付してあります。

1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、教育活動、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 同居の家族に発熱等風邪症状が見られる児童生徒については、教育活動の中で感染リスクの高い行動を控えるように指導する。

2 教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。
- ・ 県境を越える移動は慎重に検討することとするが、進路決定に関わる教育活動

について、これ以上の延期やオンラインでの対応が難しい場合は、訪問先の感染症対策が十分になされていることを確認するとともに、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できるものとする。

- ・ 県外から外部講師等を招聘する場合は、オンラインも含め実施について慎重に検討する。

3 部活動

- ・ 部活動は、宿泊を伴わない活動とする。

実施するときは、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえ感染症対策を行う。特に、更衣や飲食、休憩時間、移動など居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから、密を避け会話は控えるとともに、マスクを着用するなど感染症対策を徹底する。部活動終了後はすみやかに帰宅する。

- ・ 1か月以内に予定されている公式大会に出場する学校（団体及び個人）については、大会が終了するまでの期間において、宿泊を伴う活動ができるものとする。（公式大会とは、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟及び競技団体が主催する全国大会、ブロック大会及びそれら上位大会に繋がる大会とする）。

- ・ 県内外を問わず宿泊を伴う活動や県外での活動については、必要性や人数、回数を十分検討するとともに、感染症対策や行程を生徒・保護者に十分説明したうえで、生徒の自主的な参加とする。宿泊する場合は、周囲と十分に距離が保てるよう一部屋あたりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う等の感染症対策を徹底する。なお、宿泊を伴う活動を実施する際は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について（通知）」により事前に学校から県教育委員会に報告する。

4 修学旅行

- ・ 最終学年での修学旅行については、県外を目的地としている場合、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域であって、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を講じるとともに、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施できるものとする。

- ・ それ以外の学年の修学旅行については、延期または目的地を県内に変更することを検討する。

5 遠足

県外遠足は、延期を検討する。県内を目的地としている遠足については、可能な限り延期を検討する。

6 県外出身生徒が帰省・来県する場合の対応

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、該当生徒の帰省先の感染状況や移動に関する方針等について確認し生徒に伝えると

ともに、該当生徒から帰省の期間や方法を聞き取り、移動中も含め帰省先での感染防止に努めるよう指導する。また、毎朝の検温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無について確認させ、来県する前に担任等に報告するよう指導する。

7 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。具体的には、同一業務に携わる担当の配置の分散、狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止、校内各種会議のオンラインでの実施等を進める。
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度を活用し、可能な限り、感染症対策に努める。
- ・ 出張については、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染症対策を徹底したうえで実施する。
- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめる。

8 県立学校体育施設開放について

体育施設開放は中止する。

事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川 俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤 謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山 勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	県立学校人事班係長	奥山 剣司	TEL：059-224-2956